(別紙)

「校区再編に関わる移行措置」について

国府町新通り及び分上に関して、平成21年4月1日から校区を変更する場合、小学校及び中学校の就学に係る移行措置は次の通りとする。

〇小学校への就学

【在　校　児】

平成21年度より2～6年生の在校児も本来なら岩倉小学校への就学となるが、希望者は引き続き宮ノ下小学校へ在学できる。(校区外措置)

【新一年生～】

本来なら岩倉小学校への就学となる。ただし、2～6年生で引き続き宮ノ下小学校へ通学する兄姉をもつ新一年生は、希望により宮ノ下小学校へ入学できる。(校区外措置)

この兄姉関係の特例は、平成21～25年度の5年間に入学する弟妹を対象とするが、兄弟姉妹関係がそれ以降も継続する場合は弾力的に対応する。

＊なお、上記による宮ノ下小学校の在学児は、各年度の区切りにおいて、本来の岩倉小学校へ就学することができる。

〇中学校への就学

【在　校　生】

平成21年度より2～3年生の在校生も本来なら東中学校への就学となるが、希望者は引き続き国府中学校へ在学できる。(校区外措置)

【新一年生～】

本来なら東中学校への就学となる。ただし、宮ノ下小学校を卒業する者は、希望により国府中学校へ進学できる。(校区外措置)

＊なお、上記による国府中学校の在学生は、年度の区切りにおいて、本来の東中学校へ就学することができる。